消化管の造影検査・治療を受けられる患者さん・ご家族へ

造影剤「ガストログラフィン経口・注腸用」供給制限に伴う代替品「イオメロン注」使用のお願い

現在、ヨード造影剤「ガストログラフィン」の全国的な供給制限に伴い、当院でも薬品の確保が困難な状況になっております。そのため、代替品として非イオン性ヨード造影剤「イオメロン」を使用いたします。

1. 目的

ガストログラフィンは、消化管の狭窄確認やチューブ・ステント等の挿入をおこなった際に、消化管の造影を目的に使用しています。ガストログラフィンが入手できない現状を鑑み、安全なヨード造影剤として実績のある非イオン性ヨード造影剤のイオメロンを代替品として使用します。

2. 適応外使用について

イオメロンは日本では、血管造影等の注射薬として承認されており、消化管への投与は国内の添付文書上 「適応外」となります。しかしながら、国内外で安全性・有効性の実績があり、当院の倫理委員会において 2026 年 10 月 15 日にその妥当性が承認されております。

3. 使用期間

イオメロンの代替使用は、当院の倫理委員会承認日（2026 年 10 月 15 日）からガストログラフィンの安定供給が再開されるまでの期間を予定しています。

4. 副作用について

極めて稀に下痢、悪心・嘔吐、アレルギー反応（発疹、かゆみ等）が現れることがあります。なお、これらはガストログラフィンを使用した際にも起こり得る副作用です。

万一の際は、直ちに適切な処置をおこないます。

5. 費用負担および副作用救済制度について

費用は通常保険診療と同じです。

添付文書に従った用法・用量で医薬品を適正に使用したにもかかわらず健康被害が生じた場合は、副作用救済給付を行う制度（医薬品副作用被害救済制度）があります。一方、適応外使用で健康被害が生じた場合は、現在の医学・薬学の科学的水準に照らして総合的に判断され、救済制度が適用されるかどうかが決められます。このため、救済制度の適用とならない場合もございます。

6. 本件についての情報公開による包括同意について

緊急性が高い場合等では事前の書面同意が困難なため、本件に関する情報公開（オプトアウト）をもって包括的な同意をいただいたものとします。なお、不同意の申し出や、ご質問がある場合は、主治医までお知らせください。

2026 年 10 月 16 日　医療法人外海弘仁会　日浦病院
電話：0959-25-0039　受付時間：平日 9:00～17:00